

○新温泉町訪問介護等利用者負担額軽減措置実施要綱

平成18年6月28日告示第62号

改正

平成25年3月28日告示第29号

平成27年4月1日告示第47号

新温泉町訪問介護等利用者負担額軽減措置実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第15項に規定する夜間対応型訪問介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）について、低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになった者に対し、利用者負担を軽減することにより、訪問介護等の継続的な利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要介護者等」とは、法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者をいう。

2 この要綱において「低所得世帯」とは、要介護者等の属する世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者（以下「生計中心者」という。）の前年分の所得税が非課税である世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を含む。）をいう。

3 この要綱において「障害者手帳」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。

4 この要綱において「指定居宅サービス事業者等」とは、法第70条第1項の規定により指定を受けた指定居宅サービス事業者及び法第53条第1項に規定する指定居宅介護予防サービス事業者をいう。

5 この要綱において「指定居宅介護支援事業者等」とは、法第79条第1項の規定により指定を受けた指定居宅介護支援事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

6 この要綱において「利用者負担額」とは、訪問介護等のサービスを受けた場合に、被保険者が

指定居宅サービス事業者等に支払うべき額をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により利用者負担額が軽減される者（以下「対象者」という。）は、低所得世帯に属する要介護者等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 経過措置対象者 平成17年度末現在において新温泉町訪問介護低所得者利用者負担に係る軽減事業実施要綱（平成17年新温泉町告示第59号）の規定による対象者として認定されていたもので、次のいずれかに該当するもの

ア 満65歳の年齢到達前のおおむね1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用したことがある要介護者等で、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの

イ 法施行時において高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者であって、満65歳の年齢到達以前の障害を原因として障害者手帳の交付を受けている者

ウ 法第7条第3項第2号に規定する特定疾病（以下「特定疾病」という。）による40歳から64歳までの要介護者等

(2) 制度移行措置対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 満65歳の年齢到達前のおおむね1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用したことがある要介護者等で、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの

イ 特定疾病による40歳から64歳までの要介護者等

2 前項に規定する対象者の所得状況の確認については、毎年8月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。この場合において、いったん本軽減措置事業に該当しなくなった場合は、翌年度以降も本事業の対象者とならないものとする。

(軽減の額及び方法)

第4条 利用者負担額を軽減する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 経過措置対象者 平成18年4月1日から平成19年6月30日までの間は、利用者負担額に10分の7を乗じて得た額とし、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、利用者負担

額に10分の4を乗じて得た額とする。

(2) 制度移行措置対象者 利用者負担額の全額

2 町長は、対象者が指定居宅サービス事業者等から訪問介護等を受けた場合には、対象者が指定居宅サービス事業者等に支払うべき利用者負担額のうち、前項に規定する額を、対象者に代わって支払う。

(審査支払事務の委託)

第5条 町長は、前条第2項の規定による指定居宅サービス事業者等に支払う額の審査及び支払事務の一部について、国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(軽減の申請)

第6条 利用者負担額の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問介護等利用者負担額減額申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、承認又は不承認の決定を行い、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定により承認された者に対しては、訪問介護等利用者負担額減額認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(認定証の有効期間)

第8条 認定証の有効期間は、申請のあった日から翌年の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が1月分から7月分までの間である場合は、当該年の7月31日までとする。

(認定証の提示)

第9条 軽減の認定を受けた者は、指定居宅介護支援事業者等に居宅サービス計画の作成を依頼するとき又は指定居宅サービス事業者等による訪問介護等を受けるときは、事前に認定証を提示しなければならない。

(不正利得の返還)

第10条 偽りその他不正な行為によって、この要綱による利用者負担額の軽減認定を受けた者があるときは、町長は、軽減した額の全部又は一部をその者に返還させることができる。

(他制度との適用関係)

第11条 新温泉町社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成17年新温泉町告示第116号）との適用関係については、まず、本事

業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。

2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月28日告示第29号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に交付された認定証で、有効期限を「平成27年6月30日まで」としているものは、「平成27年7月31日まで」と読み替えるものとする。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)